

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

#### <未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### <目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

#### <対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、日野市行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 情報収集

#### <情報収集>

- 国・都等から新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行う。(健康福祉部、総務部)

#### (2) 情報提供・共有

#### 【市民への情報提供】

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、広報ひの・日野市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスター掲示、チラシ設置等のほか、様々な広報手段が取れるようあらかじめ検討し、整備する。新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を行う。(企画部、総務部、健康福祉部)
- 新型インフルエンザの感染様式(飛沫感染及び接触感染)と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(健康福祉部)

**【関係機関への情報提供・共有】**

- 市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう災害対策に準じてあらかじめ庁内の体制を整備する。(各部)
- 関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、日野市行動計画への理解と協力を求める。また、新型インフルエンザ等発生時に関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。(各部)
- 市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備し、情報伝達訓練を実施する。(健康福祉部)

(3) 市民相談

**【市の体制】**

新型インフルエンザ等の発生に備え、増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。(各部)

(4) 感染拡大防止

**【感染予防策の周知】**

- 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の周知を図る。(健康福祉部)
- 園医や校医等と連携し、学校及び学童クラブ、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。(健康福祉部、こども部、教育部)

(5) 予防接種

**【ワクチン接種体制】**

特定接種

- 市職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。(総務部)
- 国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。(健

康福祉部)

住民接種

- 医師会や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討しておく。なお、接種会場については、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により確保できるように検討しておく。(健康福祉部)
- 集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図る。(健康福祉部)
- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は日野市以外における接種を可能にするよう努める。(健康福祉部)

## (6) 医療

### 【医療体制の整備等】

- 平時から都と協力して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体と医療確保の連携を図り、地域の医療機関や薬局、消防等の関係者と連携し、小児や人工呼吸器が必要な方など特定分野の医療不足が見込まれる市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康福祉部)
- 市は、医師会等と連携し、専門外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を進める。(健康福祉部)

## (7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

### 【社会的弱者への生活支援】

- 都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(健康福祉部)
- 必要な物資量、生産、物流の体制等を踏まえ、生産・物流事業者等と連携を図る。(健康福祉部・まちづくり部)

### 【火葬能力等の把握】

- 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(総務部、健康福祉部)